⑮　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑯　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
⑰　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。
⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaharu Ikegami Vice Director General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract :
①　Ground improvement work of the middle part of the C taxiway and others in Tokyo International Airport
②　Ground improvement work of the north side of the C taxiway in Tokyo International Airport
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　21 November 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　15 January 2014 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　15 January 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Katsumi Yamada, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年10月22日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　野田　　徹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道289号　６号トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　新潟県三条市大字塩野渕地先
⑷　工事内容
工事延長　Ｌ＝1,195m
トンネル本体工（ＮＡＴＭ）
・掘削・支保工　1,193m
・覆工・防水工　1,193m
・インバート工　437m
・坑内付帯工　１式
・坑門工　１式
・仮設備工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年９月10日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
２）本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）を提出した者のうち、１次審査の審査評価点の合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。
３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
４）本工事においては、申請書・資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
７）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することができる試行工事である。
2　競争参加資格
下記⑴に掲げる競争参加資格を満たす者を指名し、指名を受けた者のうち下記⑵に掲げる競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。
⑴　一次審査　下記１）～11）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年10月22日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長（以下「局長」という。）から国道289号６号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、又は下記１）～11）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体という」。）及び経常建設共同企業体であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～11）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に10者までとする。（ただし、11者目以降の者のうち評価点合計が10者目と同点の者を全て含める。）
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して指名するかどうかを決定する。
１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成25・26年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定に際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1200点以上であること。
４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
５）平成11年度以降に元請けとして完成したトンネル工事で、下記①から④の要件を満たす工事の施工実績（１つのトンネルを複数回の契約により施工した工事を工事実績としてよい。）を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
①　ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。
②　内空断面積40㎡以上であること。
③　施工延長1,000m以上であること。
④　①から③は同一工事であること。